

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(1) 概観

一 二九年の労働運動は幾多の困難な諸条件のもとで展開された。

年間の主要な事件をおつてその動向を概観すると、総評では、年初以来今後の斗争の基本方針を「すべてのMSA被害者大衆と協力して平和と自由と独立のために闘う」と巾広く規定し、春季斗争では「民間労組の賃上げ、首切反対斗争」「反動立法、MSA再軍備反対」「軍事予算粉碎」の三木の柱によつて闘うこととした。これにもとづき、国鉄の首切反対斗争、炭労の賃上スト、日教組の教育二法案反対斗争が展開され、また、たまたま発生した汚職事件、ビキニ水爆実験を機として、労働組合の活動は国民運動とのつながりを求めようとした。しかし、賃金斗争が大きな成果もなく相ついで個別的に解決されるにおよんで、当初総評の意図したような国民的規模の盛り上りをみせるにいたらずに終わった。

二 一方日経連では四月の定時総会で、わが国経済の危急を救うためには「1)経営合理化の徹底、2)健全賃金の確立、3)生活の刷新、4)労使の協力」(当面の難局に処する経営者の見解)が必要であると説き、「年中行事的ベース・アップ」要求を拒否する意向を明かにするとともに、労使の協力を強く要請した。

三 同じく四月全労結成大会が開かれ、全労憲章及び一九五四年度運動方針を討議決定した。この方針書は、国民経済力や産業企業の現実を無視した賃金斗争を行うべきではないと主張し、また産業民主化の一環として経営参加をとらえている点等で総評の方針とは異つた方向をうちだした。

四 五月一日、第二五回メーデーは「MSA再軍備反対、平和憲法を守れ」「ファツシヨ勢力の排除、自由と民主主義を守れ」「賃金引上げ、重税反対、最低賃金制を闘いとれ」の三本の中心スローガンのもとに、全国で約一五〇万を動員する戦後最大のメーデーとして挙行された。また、七月には総評第五同定期大会が開催されたが、総評内部の対立、すなわち平和勢力と第三勢力をめぐつて前年の大会で表面化した高野派と太田派との対立が、運動方針起草に当つて高野派の地域人民斗争方式と反高野派の産業別統一斗争との対立となつて表面化した。しかし、運動方針は、両者の意見が調整されてデフレ政策打破の基本方針にもとづき「賃金引上げのたたかい」「完全雇用のたたかい」等九項目の主要斗争目標が決定され、結局両派の対立は事務局長の椅子をめぐつて行われたが、事務局長には高野氏が再選された。

五 労働組合の組織面において右のような動きが進展しつつあつたが、この間経済の面ではようやく緊縮政策の影響があらわれてきて企業整備、賃金不払等が増大し、そのため解雇反対、解雇者復職などを要求する防衛的争議が増加した。三月に発生した尼鋼及び六月に発生した日鋼室蘭の両争議は解雇反対斗争の代表的なものであり、後者は一二月に妥結する亥で約半歳にわたる長期争議となつた。

本年の労働争議は一般に消極的要求をかかげたものが多かつたが、春季、夏季、秋季と賃金ないし一時金要求などの積極的要求をかかげた争議も少なく、また近江絹糸の争議は封建的労務管理に対する人権斗争として注目された。この争議は「仏教の強制反対」「結婚の自由」「信書の秘密保持」など、要求事項が通常の労働争議とは異つたものであつた上に、争議に不慣れた労使双方の対立から暴力事件の発生をみるなど本年の特異な争議として注目された。

しかし近江絹糸の争議は従来組織化がおくっていた証券取引所等に若干の影響をおよぼし、全国九カ所の証券取引所のうち札幌を除く八カ所に労組が結成され、大阪、名古屋、東京などでは要求を提出して、それぞれ実力行使を実施し、ベース・アップ、ユニオン・ショップを含む労働協約締結などに成功した。

これらの争議はまた、全銀連のスト、中小企業の争議などにも若干の影響を与えている。

六 右のほか、アメリカ新会計年度(七月)の予算削減、配備変更計画に伴い、北海道における陸軍関係労務者をはじめとして全国で約一六、〇〇〇名の駐留軍労務者が二九年中に解雇された。これに対して、駐留軍関係各労組は退職手当を要求し、右のうち退職手当八割増額を要求した全駐労では、九月一三日、一四日に一せい四八時間ストを行つた。しかし、アメリカ側は強硬な態度で要求を拒否したため、実力行使は第二波以降実施しなかつた。

七 これにさきだつて、総評では賃上げ、労働基本権擁護、平和斗争などに斗争の集中点を求める「秋季斗争方針」を決定し、これにもとづいて秋季年末斗争が展開されたが、民間労組においては合化労連及び電機労連の一部組合でストを実施したのみで大争議はなく、中該となつた官公労も人事院が給与改訂勧告を保留し、公共企業体等調停委員会の調停案はいわゆる「零回答」となつてあらわれ、ベース・アップは未解決の亥ま来年にもちこまれ、年末一時金の若干の増額という形で一応妥結を与るにいたつた。

八 なお、二八年来、労働争議に際し暴力その他の不法な実力の行使に訴えようとする傾向が与られたのがんがみ、労働省では、一一月六日「労働関係における不法な実力の行使について」の事務次官通牒を出し、ピケット等に関し正当な争議行為の限界に対する労働省の見解を明らかにした。これに対し、総評は絶対反対の声明を発し、全労、新産別も反対声明を出している。

九 また本年の労組大会においては、経営参加の問題が三鉱連、国鉄その他の労組でとり上げられ成行きが注目された。その後全労会議においては、「労働者の経営参加は企業の民主化、産業の社会化を実現し、わが国経済を健全化するために必須の条件」(一九五四年度運動方針)といつているのに対し、総評では、経営参加を現段階では資本主義のとりこになるおそれがあるとして批判的態度を示し、その後経営参加は、二九年中にはあまり問題にならなかつた。

一〇 一二月に入つて全自動車は正式に解散を決定した。全自動車はへ二八年の日産争議に伴う斗争融資金の問題をめぐつて長い間内部対立をつづけていたが、全自の中心勢力たるトヨタ、いすゞが解散を主張するにいたつて、ついにかつては最も戦斗的であるといわれた全自も、七年間の歴史の幕を閉じた。

一一月七日、吉田内閣は総辞職して、第一次鳩山内閣が成立し、労働組合はおし迫つた総選挙にそなえて、その主力を選挙対策に向けることになつた。

一一 最後に、年間の働きを通じて本年は国際的労働者組織との連携が深まり、とくに、世界労連との交流はひんばんとなり、産別インター出席や労働組合幹部のソ連中共視察などが実現された。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(2) 総評の動向

一 二八年七月の第四同大会以後海員,全映演,合織が脱退して新組織結成への動きをみせまた大会において表面化した平和勢力と第三勢力の対立など,組織の内部に多くの問題をもつた総評に,緊縮政策のもとで,不況期におけるけわしい労働運動を指導する試練に立つた。

一三 二八年末の総評幹事会は,年末斗争について「職制の重圧,第二組合勢力の進出を克服できず,企業別組合のセクトを露呈したり,政党との円満な協力関係など反省を加えなければならぬ」との自己批判の上にたち,今後の斗争の基本方針を「すべてのMSA被害者大衆と協力して平和と自由と独立のために闘う」と規定した。

ついで二九年初頭には,春季斗争の支柱として,

(1)民間単産の賃上げ,首切り反対斗争。

(2)日教組の政治活動制限,警察法改正などファツシヨ政策に反対し,憲法擁護国民連合を先頭にMSA再軍備反対等,スト斗争の大衆的背景を作り出す。

(3)二九年度軍事予算に対して平和経済を要求する予算組替えの大衆的抵抗。

の三木の柱をたて,これら三つの斗争を一つの統一斗争にたかめるべく,二月一〇日,二〇日を全国的統一斗争デーとし,また三月一日には,吉田内閣打倒国民大会を開いて疑獄事件糾明国民運動を展開することをきめた。三月五日の幹事会では,折柄のビキニ水爆実験に関連して,原水爆兵器の製造森止を国際的にアピールし,一大国民運動をおこすということを決めた。

一四 総評は「現在の賃金斗争に独占資本と反動政府の結合して強行される賃金ストップ政策と真向からぶつかるし,根本的には,MSA戦争経済体制と戦争経済体制の生みだした経済の危機そのものと突き当たっている」とし,経済斗争を政治斗争と結びつけたのであるが,このような動きに対しては「容共的であり,民主的労働組合の道を逸脱する」と全労側から批判がなされた。また春季斗争が所期のごとき成果を上げえなかつたことに関連して,総評内部の合化労連等からも「総評指導部は政治的カンバに急で,労働者の前進にとって重要な斗争には冷淡である」と批判がなされ,総評高野派と反高野派の対立が表面化し第五回総評大会において事務局長の椅子をめぐる決戦投票が行われ,結局高野氏が一四〇対一〇七で太田氏を破つた。

一五 総評第五回大会は以上のような経緯もあつて注目を浴びたが,運動方針はほぼ原案どおり可決された。その内容は高野派,反高野派の妥協によつて作成されたが,その主要斗争目標はつぎのとおりである。

(1)賃金引上げのたたかい

(2)完全雇用のたたかい

(3)災害,疾病の防止,社会保障の充実

(4)大衆課税反対のたたかい

(5)労働組合活動の自由,反ファツシヨのたたかい

(6)平和の擁護と階級政党の強化提携

(7)労働戦線の統一

(8)農市民との提携強化

(9)総評組織の強化

しかし、その後の実践過程においては総評の従来の国民総抵抗の方針がかなり濃厚に貫かれることになった。

一六 総評はその後、大会決定の運動方針にしたがい、貨上げ、民主的権利擁護、平和斗争などに斗争の集中点を求める「秋季斗争方針」を決定し、それとともに現在の労働者の要求をみたすための体制をつくりだすことを主眼とした労働プランの作成に着手した。

労働プランはイタリヤの労働プランを参考としているが、平和経済国民会議(二七年)の主張する平和経済プランの構想にそうもので、とくにデフレによる人員整理に対する対抗策として作成を急がれたが、具体的にあまりみるべきものはなかった。

なお、十月中旬には秋季斗争の一環として、総評代表が政府に対しつぎのごとき緊急要求を提出し、各地方組織に対しても自治体に緊急項目を要求するようよびかけたが、あまり大きな動きをみせずに終った。

(1)厚生年金積立金を住宅建設にまわすこと

(2)失業対策事業の拡大

(3)賃金遅欠配解消のための国庫分担金、補助金の支出

(イ)賃金遅欠配に対する長期融資

(ロ)地方自治体の赤字補償を行え

(4)失業保険給付を一カ年に延長せよ

一七 また十一月六日労働省から発表された「労働関係における不法な実力の行使について」の次官通牒については、「あまりにも争議の実態を無視し」たもので、「その中にますます狂暴化したファツシヨ的権力の焦りとその本質をみいだした」と反対を表明した。

このころより、政局は国会解散か内閣総辞職という気運が濃厚となり、総評では十一月下旬の幹事会で、

(1)吉田内閣打倒、国会即時解散

(2)階級政党の強化統一

(3)総選挙必勝

の三点を目標とする「当面の政治活動について」の方針を決定するとともに両派社会党、労農党に対して統一を申入れた。

十二月吉田内閣は総辞職して選挙管理内閣としての第一次鳩山内閣が成立したが、総評は国会における革新派勢力の伸長をめざして、三〇年の春季斗争を選挙斗争と賃金斗争を中心として展開することとなった。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(3) 全労(全日本労働組合会議)の結成

一八二七年の秋季斗争に際して、全織、海員、全映演、日放労の四単産は、総評の斗争方針を、政治斗争を目的とし労働組合本来の任務を逸脱したものであると批判して、いわゆる四単産声明を發したが、その後、総同盟とともに二八年二月民労連を結成した。

二八年七月の総評第四回大会以後、総評と民労連の対立¹⁾避け難いものとなり、海員、全織など弘とあいついで総評を脱退し、二九年に入つてからは新組織結成の動きが具体化して、四月には全労が結成されるにいたつた。

一九 全労の組織は六月末現在の労働組合基本調査によれば約六〇万で、全組織労働者数の約一〇%にあたり主要構成団体は総同盟、合織、海員、全映演となつている。なお、日放労は総評にとどまつた。

全労結成の趣旨は、全労会議憲章前文に「労働者のための経済活動を組織の主たる任務として存立する労働組合が、政治的権力斗争に傾き、政党化した行動をすることは民主主義に背反するのみでなく、労働組合としての機能を減殺する」とあるとおり、労働組合活動の重点を経済斗争におき、この点で、現在の賃金斗争は根本的にはMSA戦争経済体制推進のためのデフレ政策の打破であるとする総評の行き方とは明瞭に區別される。

二〇 この結成大会において採たくされた二九年度運動方針は、第一に国際収支の悪化にもとづくわが国経済の危機を説き、そのような情勢下における労働運動は「単純な階級斗争理論やよこせ式方針では有効な斗争を組織できない」と暗に総評の方針を批判しつつ、経営参加を具体的な方針として打出している。

つぎに賃金に関しては、「われわれに、国民経済力や産業企業の現実を無視し、労働者の独りよがりな賃金斗争を行うべきではない」として、1)賃下げに対する抵抗と生産性・企業能力及び生活費の三つの要素の上に立つ賃上げ要求、2)企業別格差の是正、企業内における配分の合理化と均衡、3)減税等による実質賃金引上げ、などの斗争方針をくみだてている。

二一 しかして全労傘下組合の春季斗争について与れば、海員組合は一〇%の賃上げ、全織綿紡部会では一〇%ガラス・アルファの要求を出したが、海員は昇給くり上げ、全織綿紡部会は一時金の支給という形で妥結した。しかし、近江絹糸のストにおいては、全労傘下の全織同盟が直接争議の指導に当り、後述のごとく、長期かつ熾烈な斗争を展開して一応組合側に有利な条件で妥結した。

また、海員組合は産渠別組合として日本はじめてのユニオン・ショツプ制を獲得した。

なお、全労は選挙対策として社会主義政権樹立を目標にしている点は総評と変りないが、労農党に対しては徹底してこれを排除する方針をとるとともに、再社統一に対しても便宜的統一反対の態度を表明した。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(4) 日経連の動向

二二 二八年中の日経連の基本方針は、総評の標榜する「総資本対総労働」「企業支払能力の壁をつき破る」等の考え方に対しては真向から対決する態度を示すと同時に、現下の経済情勢に処するためには労使の協力が必要であるとし、民労連の結成を民主的労働運動の成長であると評価する態度をとつた。この基本方針は、二八年末に緊縮政策が実施されるとともに一層強固なものとなつた。

二三 すなわち、日経連では二九年二月、緊縮政策を支持する前提のもとに 1) 物価引上げの要因となる賃上げ、2) 企業経営の枠を越えた賃上げ、3) 労働生産性の向上を伴わない賃上げ、には応じない、とする「賃金三原則」を樹立した。

また、四月十五日開かれた日経連第七回定時総会においては「当面の難局に処する経営者の見解」を発表し、わが国経済は破局的危機に直面しているおり、経営者は健全経営主義に撤することが必要であるとして、1) 経営合理化の徹底、2) 健全賃金の確立、3) 生活の刷新、4) 労使の協力、を強調した。

二四 健全賃金の確立については「深刻なる経済危機を前にして従来のごときインフレになれた名目賃金の引上げは許されず、生産性の向上と物価の引下、勤労所得税の軽減による実質賃金の向上により生活の安定をはかるべきである」とし、「企業の支払能力の限界を超え、国民経済的要請に背馳し、経営の不健全性を招来するとき安易なる妥協は排除せねばならぬ」(要旨)といつている。

また労使の協力については、すでに二八年九月の臨時総会において「労使協力関係の研究に関する件」を可決したが、その後十二月にいたつてようやく労使協力関係調査会の設置をみた程度で、あまり進展を与せなかつた。しかし、第七回総会においては「現下国民経済の至上要請たる輸出の振興も物価の引下げも生産性の向上も、そのよつて立つ基盤は帰るところ労使の協力関係に求めねばならない」とその必要性が強調され、この要請はその後関西労使経済会議(関西の主要経済団体および労働組合代表をもつて構成)などにおいて具体化した。

また、一〇月一三日臨時総会を開き、現段階に処する経営者の見解として「経営健全化の確立」「斗争第一主義の排除」「失業対策の急速実施」を発表した。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(5) 賃金斗争

二五 国際収支の改善,もの価の安定を目的として実施された緊縮政策の影響は漸次経済界に深刻となり,二九年の賃金斗争はすこぶる困難なものとなった。

日経連は緊縮政策を支持し,賃金三原則を発表して,従来のごとき定例的ベース・アップをみとめず定期昇給の採月により賃金問題を処理する方針をとつた。公務員の給与については,七月に出された人事院の「給与についての報告」は,公務員の給与は民間給与に比して低いことをみとめながらも,転換期にあるわが国経済の現状段階において給与改善は妥当でないとして給与改訂の勧告を留保した。また公共企業体職員及び現業公務員に対しても,調停委員会に体系の不合理,不均衡の是正をみとめるが給与改訂の時期でないとするいわゆる「ゼロ回答」をだした。

二六 このような状況に対処すべく総評では賃金増額を獲得するためには,「MSAの厚い壁」をつき破ることが必要であるとし,賃上げ斗争を首切反対斗争,憲法擁護,反動立法反対,軍事予算粉碎などの国民運動と結びつける春季斗争方針を決定した。

右のような斗争方針のもとに展開された春季賃上斗争は炭労,全日通,電産,東電労,私鉄総連,合化労連,全国セメント,車輛労連,全蚕労連,全生保,化学同盟,全電線,紙バ労連,全百貨労連,全損保,全鉱,鉄鋼労連,全造船など,主要な組合によつて展開された。私鉄では戦後最大の規模といわれる統一的なストライキを展開し,炭労も運搬部門の部分スト戦術によつて斗つた。しかし,全体として総評の当初の意図の如ならず,賃金斗争も前年に比しかなり下廻つて妥結したものが多かつた。

二七 春季斗争がこのように当初企図したような国民的統一斗争にまで高まらなかつたのをとりもどすべく,総評は「賃金引上げ,民主的権利の擁護,平和経済斗争,産業別統一斗争の四つに斗いを集中する」秋季斗争方針を定めた。しかし,これも中核となる官公労は前述のごとく,人事院勧告の留保,賃上げゼロの回答によつて斗争にすこぶる困難となり,補正予算の国会通過,吉田内閣総辞職を機として斗争の重点は年末手当へと移行して,各組合とも一・二五ヵ月プラス・アルファで一・二月中旬に解決した。

民間労組も電機労連,合化労連,映演総連,日放労の傘下組合が要求を提出したが,全体としての盛上りは低調であつた。

二八 以上述べた二九年の賃上斗争は,つぎのどとき諸特徴をもつている。

- (1) 経済斗争と政治斗争とが密接な結びつきをもつていたこと
- (2) 賃金要求において世論調査方式が普遍化してきたこと
- (3) 地域的共同斗争が強調されたこと
- (4) 妥結結果をみると,アップ率は全般的に二八年より低く定期昇給,一時金にふりかえられたものも,かなり多かつたこと,などである。

昭和29年 労働経済の分析

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(6) 合理化反対斗争

二九 二八年より石炭、紡織、鉄鋼、機械、造船などの産業部門で展開されつつあつた合理化問題は、緊縮政策の実施によつて漸次ほかの産業にも波及していつた。

総評ではこのような企業合理化、失業の増加に反対し、それに対する具体的対策として職場斗争の強化、臨時工、中小企業その他未組織労働者の組織化などを強調し、平和経済国民会議をひらいて完全雇用の可能な総合計画の樹立を企図した。

三〇 このような情勢下にあつて二九年に発生した争議は賃金減額反対、解雇届反対、解雇休業手当の支給を要求する消極的争議が増大するにいたつた。いまこれらの斗争の主なものをあげるとつぎのとおりである。

(1)二八年よりすでに企業合理化が進展していた鉄鋼産業においては尼鋼の賃金一五%引下げの企業合理化案(後に三八一名の解雇)に反対する斗い(期間四月一日～七月四日、参加人一、七八三人、損失日数七〇、三二五日)のほか、日亜製鋼尼崎工場の企業、合理化案(賃下げ)反対斗争(期間一二月一日～三〇年一月二〇日、参加人員一、〇〇〇人、損失日数一、七四〇日)が行われた。

(2)機械製造業においても消極的要求が六九件に達して、全産業のうちもつとも多かつたが、このうち、主なものは、日鋼室蘭の人員整理反対斗争(期間七月五日～一二月三〇日、参加、人員三、七四八人、損失日数四〇〇、六七七日)、事業所閉鎖に反対する大阪製作所(期間四月九日～六月一日、参加人員二二五人、損失日数一四、四〇〇日)、人員整理三六六名を含む企業整備案に反対した豊田工機(期間九月五日～九月二一日、参加人員一、二四〇人、損失日数一、二四〇日)などが主なものであつた。

(3)このほか、第一〇次造船融資の延期により受註量の減少した造船界でも、三菱横浜造船所では、賃上斗争の過程で指命帰休が出され、賃上げは拒否された。また、二八年中に大手筋の人員整理を行つた炭鉱では、二九年に入つてからは中小炭鉱における賃金遅欠配、賃金切下げがあいつぎ、これに対する斗いが行われ、消極的要求五一件となつているが、労使協力して苦境を打開せんとする動きもみられた。

(4)金融引締政策は中小企業金融の大巾削減など経営基盤の脆弱な下請中小企業の上に強く影響し、中小企業においては人員整理や賃金遅欠配とともに倒産、全員解雇があいつぎ、これに対する斗いは困難をきわめた。

労働省ではかかる情勢のもとに「帰休制度に関する通牒」をだして、金融引締めの浸透により一時大量の失業者の発生及び労使の紛争を避けるため一時帰休制度を採用し、これを失業保険の対象とすることによつて雇用の安定を図る方針をたてた。

総評はこれに対し再雇用の保証がなく、増大する失業者を時期的にずらすのみであつて、本来資本が負担すべき休業補償の肩がわりに使つたとして反対の態度を示した。

(5)一般企業においてこのように企業整備、失業が瀕発していたのと同時に、アメリカ新会計年度の予算削減、配備変更計画に伴つて神奈川YED(Yokohama Engineer Depot)の八〇名の整理が、つづいて北海道における陸軍部隊の撤退により七九九名の解雇が発表され、一二月までに全国で一六、〇〇〇名にのぼる駐留軍労務者の人員整理が行われた。これに対して全駐労では、七月の中央委員会において

「特別退職手当斗争を主軸とする年間斗争スケジュール」を組んで態勢をととのえ、九月一三、四日の両日一せいに四八時間ストを行つた。しかし在日米軍司令部の強硬な態度に斗争は難航し、政府、米軍、組合の三者会談もひらかれないまま第二波以降の実力行使は行われなかつた(参加人員九七、二一五人、損失日数一九八、五七一日)。

(6)駐留軍関係労務者の人員整理と相まつて特需の減少に伴ない特需関係産業においても人員整理が行われた。米軍自動車修理を行つていた三菱日本重工業東京機械製作所の人員整理反対斗争(期間二月五日～二月一九日、参加人員三、三五〇人、損失日数六、七〇〇日)、特需契約打切に伴う三五〇名の人員整理に対して斗つた新日本飛行機杉田工場(期間五月二四日～五月二七日、参加人員一、一四七人、損失日数七〇〇日)などがそれである。

(7)なお、官庁における行政整理反対の要求は、上半期において各官庁労組によりとり上げられたが、北海道庁においては実際に人件費削減反対斗争(期間一〇月一九日～一〇月二八日、参加人員一二、三六七人、損失日数二、七四〇日)が行われた。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(7) 国際的労働者組織との連携

三一 二八年より二九年にかけて、労働運動の国際的連携は強化された。世界労連においては、二八年一〇月第三回世界労働組合大会で「統一行動による戦線統一の方針」を決定したが、本年三月の第二五回執行局会議においては、その成果を検討してこの方針を滲透すべく「労働組合権利憲章の起草と産別インターの積極的活動」を中心とする今後の活動方針を決定した。これにもとづいて、労働組合権利憲章起草の活動が起され、六月には世界労連に加盟、非加盟のさまざまな労働組合の代表からなる起草委員会がもたれた。わが国からも代表が出席して起草にあたり、帰国後は草案の普及に努めたが、総評でも草案を下部へ浸透すべく努力し、統一行動をとつた。

また産別インターも、公務員インター結成準備会、第二回金属機械労働者会議、石油化学労働者会議、第二回炭鉱山労働者会議等の諸会議を開き、わが国からも総評傘下および中立系労働組合など未加盟の組合から代表が派遣され、世界労連との連携は二九年中に活潑となつた。

三二 世界労連第七回総評議会は、五〇カ国以上の代表が集つて、一二月ワルシャワで開催され、前述の労働組合権利憲章を討議決定して、統一行動の基礎を固めたほか、ドイツ軍国主義復活に反対するアピールを出し、また一般討議のなかでも、世界平和運動の先頭にたつべき労働者と労働者組織の任務を強調するなど平和運動の推進を訴えた。その他、この会議では資本主義諸国で問題になつている生産性向上運動を戦争準備の労働者搾取制度であるとして、反対斗争を展開することを訴えた。

(注)二九年一二月末現在世界労連に加盟しているのは、全金属、全医療、大化学の三組合である。

三三 このような動きと相まつて、世界労連傘下の組合の日本への働きかけは急速に活潑となり、近江絹糸争議、日鋼室蘭争議等に対して支持激励するとともに北京メーデー、第一一回全ソ労組大会、世界平和評議会特別総会、世界平和大集会へ日本労組代表が招請せられた。その招請方式も、旅券下附の問題で直接当地に行くことが困難なため、北京メーデー以外の招請はイクリヤ総同盟、フランス総同盟招請という形で行われ、目的地におもむいている。九月にもこの形で総評傘下労組代表三五名が渡航し、中国国慶節、ソ連一〇月革命記念式典に参調するなどソ連、中共等を視察して帰り、友好関係を深めた。

三四 一方国際自由労連との関係をみると、二八年国鉄、私鉄が国際自由労連を脱退、炭労、日教組でも脱退論がでるなどその関係は冷却してきたが、さらに全労会議結成後、海員、全織が加盟協議会から脱退したので、二九年五月には加盟組合は炭労、全鉄、日教組、全通、都市交通、日放労の六単産となつた。

しかし、全労会議はその後加盟協議会と別に国際自由労連に直接加盟を申入れ、さらにそのなかには二八年直接加盟の手続をとつた総同盟が含まれるなど、日本の国際自由労連指向の労組の関係は複雑であつた。国際自由労連は、るかかる状態を克服すべく、二月ボーレ国際公務員労連書記長を派遣し、六ヶ月にわたつてオルグ活回を行い、九月にはベクー会長等五名の幹部を派遣し、国際自由労連と日本労組の関係を改善すべく加盟協議会と全労との関係の調整を行つた。その結果一〇月一日より日本の労組は国際自由労連に直接加盟することとなり、従来の加盟協議会は廃止され、加盟組合連絡委員会が設けられ、国際自由労連加盟組合は、炭労、日教組、全通、都市交通、日放労、海員、全織、総同盟、日駐労、全映演の一一組合となつた。

国際自由労連は組織強化に努めるほか、教育二法案反対斗争、近江絹糸争議等を支持して日本労働運動に関心を深めている。

三五 世界労連、国際自由労連がそれぞれアジアにおける組織強化のため、日本はいじめアジアの労組に働き

かけを強化しているとき、アジア社会党会議は二九年一〇月の第四回幹事会でビルマ労組会議の提案した「各国社会党と関係のある組合運動の相互理解と連絡を深め、健全な組合運動を助成するため」のゼミナールを承認、協力することを決定し、ビルマ労組会議がその準備に当たっているが、総評はじめ全労、新産別も賛意を表している。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(8) 注目された争議

(イ) 尼鋼

三六 尼崎製鋼所は従業員一、八〇〇人を擁し、業界においては中企業に属する平炉メーカーであるが、鉄鋼不況の影響を強く蒙り、くわえて取引商社の倒産、経営上の失敗などから二九年三月、会社側は一五%の賃下げと、向う一年間昇給および臨時給与の停止を内容とする会社再建案を組合側に通告した。

組合側はこれを拒否して態勢を強化したので、会社側もまた第一次提案を白紙還元するとともに製品販売を除く臨時休業を通告した。組合側は製品販売の部分ストをもつてこれに対抗したが、会社側は第二次案として三八一名の人員整理案を発表し、ついに争議は全面スト、全面ロック・アウトへと発展していった。この間、組合側は鉄鋼労連尼鋼労組支援対策委員会を結成し、また尼鉄本社、尼鉄呉で賃上要求を行い、三社共闘を強化して共闘態勢の強化をはかった。

三七 一方会社側の経営の実権は債権者会議(三和銀行、同和鉱業など)にうつつたが、尼鉄との合併問題も進捗せず、六月一日会社側は不渡手形をだすにおよんだ。このような情勢の推移から組合は兵庫地労委に提訴することを決定、「一、四〇〇名を保証すれば三八一名の首切りは承認するしとの方針を決定したが、会社側は全員解雇を通告し、組合もこれを受諾するにいたり、七七日の斗争は終つた。

三八 このように、事実上尾鋼ストは失敗に終り、組合は解散した。なお、この斗争の過程で、労商提携の問題が起つたことば一応注目されよう。すなわち尼崎市では二八年末の私鉄阪神の越年争議のさいに労商懇談会が発足したが、今回の尼鋼の争議が起るや尼崎青果食品組合が争議支援を決議し、商人の資金カンパなどが行われた。また「家族ぐるみ」「地域ぐるみ」の斗争が一段と強調され、組合の解散後は失業反対同盟が結成されて、尼鋼再開、尼鋼労組再建と生活防衛を基本方針とした活動が展開された。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(8) 注目された争議

(口) 日鋼室蘭

三九 日本製鋼所は、従業員数大、〇〇〇名(うち室蘭三、八〇〇名)を擁し、業界においては大手六社につぐ地位を占めているが、鉄鋼不況の影響をうけるとともに、兵器生産を主とした生産設備は膨大な余剰設備となり、企業合理化が強く要請されるにいたつた。

会社側は六月一八日「組合員九七六名(室蘭九一五名)非組合員二七〇名(室蘭九五名)を整理する」との大量の人員整理案を発表した。これに対し、当初は日鋼労連が主体となり、「人員整理は基本的に反対」の線で斗争が開始されたが、室蘭以外の所では、整理人数も少なかつたため七月上旬までに希望退職という形でほとんど妥結をみるにいたつた。

四〇 このような状態のもとで日鋼労連の統一斗争は不可能となり、日鋼室蘭労組は、日鋼労連に一たん移譲した争議権を七月一三日再びとり戻した。かくて争議に現地交渉の段階に入り、八月下旬会社側は整理人員一一六名削減を示したが、組合側はこれを拒否して、長期斗争へすすむことになつた。このころ、条件斗争へ移行せんとする動きが生じ、第二組合の結成をみるにいたり、第一級合と第二組合との間に対立が激化したので、この事態を憂慮した知事は地労委に職権斡旋を要請、斡旋案がだされたが不調に終つた。そのため事態はますます紛糾し、強硬就労、強制出荷などをめぐつて暴力事件が続発した。

四一 このような事態を重視した総評が中労委の斡旋を要請したのを契機として、中労委の斡旋が開始され、斡旋過程に種種の困難があつたが、一二月一八日中労委が斡旋案を提示し、組合は一二月下旬の全員大会において「会社側は、整理該当者および一般従業員中より希望退職者を募集し、その数によつて最低一〇〇人、最高一五五人の解雇を取消す」(大要)との斡旋案を受諾して争議は妥結した。なお、実際に解雇された人員は希望退職者三八名を含めて六六七名であつた。

四二 この争議の過程で、総評はオルグを現地に派遣して直接指導し、また富士鉄室蘭、三鉱連を中心とする室蘭地協、道労連などの地域共闘が展開され、これが尼鋼の場合より一層の規模と深さをもつて行われた。また、この斗争では、単に首きり反対のみでなく、「室蘭工場から再び兵器をおくり出すな」というスローガンをかかげて平和斗争としての意義をもたせ、「斗争は日鋼室蘭工場を支配している三井財閥に対する闘いである」として総力を傾注して闘われた。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(8) 注目された争議

(ハ) 近江絹糸

四三 二九年六月に発生し、九月に妥結した近江絹糸の争議は、発生の原因、争議の型態等において、一般に考えられている労使関係の現状からはきわめて異なつたものが与られ、注目をあびた。

争議の端緒は、五月二五日、大阪本社の従業員約二〇名が全織指導のもとに「近江絹糸紡績労働組合」を結成、組合規約の制定、全織加入、執行部選出を行つたことにはじまる。六月二日本社を中心に近江絹糸紡績労働組総けつ起大会を開き、「格子なき牢獄」に呻吟する奴隷労働に終止符を打とうとの宣言を發し、万場一致でつぎの二二項目の要求を決定した。

- (1)われわれの近江絹糸紡績労働組合を即時認めよ。
- (2)会社の手先である御用組合を即時解散せよ。
- (3)会社が指名する労働者代表者の締結せる一切の規定を撤回せよ。
- (4)拘束八時間労働の確立。
- (5)タイム・レコーダーの即時復活と残業手当の支給、賃金体系の確立。
- (6)合理的退職金、旅費、宿直費規定の設立。
- (7)有給休暇、生理休暇の完全実施。
- (8)食堂の完備、更衣室の新設、社宅並びに寮設備の改善拡充等福利厚生施設の充実。
- (9)寄宿舎の完備、専門寄宿舎、専門掃除夫及び各寮の専属炊事係の即時配置。
- (10)仏教の強制絶対反対。
- (11)夜間通学等教育の自由を認めよ。
- (12)結婚の自由を認めよ、別居生活を強制するな。
- (13)ハイキング、音楽、映画サークル等一切の文化活動を認めよ。
- (14)労働強化を強制する各種対抗競技を廃止せよ。
- (15)人権をじゅうりんした信書の開封、私物検査を即時停止せよ。
- (16)密告者報償制度、尾行等一切のスパイ活動及びスパイ活動強要をやめよ。
- (17)外出の自由を認めよ。
- (18)工場長に強要して行わせる月例首切反対。

(19)各課最低必要人員の即時補充。

(20)重役の人格を無視した言動及び仕末書濫発の禁止。

(21)自動車部員の社内寄宿を廃止し社外寮にひき移すこと。

(22)自動車に対する傷害保険の即時加入。

四四 争議発生前の会社の労務管理は近代化されていない面が多く、また昇給率その他労働条件も十大紡に比して低く、労働組合も御用組合であるといわれていた。近江絹糸株式会社は大正六年資本金五十万円で設立されたものであるが、戦後急速に拡張して、昭和二八年資本金一〇億円、従業員一三、〇〇〇名となり、わが国紡績界の五指に数えられるまでに発展した。

四五 争議の経過は大要つぎのとおりである。要求書提出後、組合側は全織代表を加えた団交を要求したが物わかれとなり、六月四日無期限ストに突入した。本社組合の結成を機として新組合の各工場支部がつぎつぎに結成され、一方、外遊から急ぎ帰国した夏川社長は、組合結成は全織の陰謀によるもので大半の従業員に会社を支持しているとして強硬な態度をとり、ピケ隊を実力で突破したために各工場で大乱斗が行われた。かかる事態を憂慮した小坂労相は、この争議の斡旋を財界の千金良、堀、岸三氏に依頼したが、会社側は、ピケ即時解除と全織不参加を団交開始の条件としたためとまらず、七月十三日三氏は斡旋打切りを声明した。七月十七日中労委は、職権斡旋と不当労働行為審は間対策を決定、その後第一次斡旋案を労使とも受諾したが、工場再開をめぐる紛争が生じ、第二次斡旋案まで提示されたが、全織審はこれを第九回定期大会において拒否し、夏川一族退陣まで闘うとともにILO調査団の派遣を要請することを決定、中労姿も一応斡旋を打切つた。なお、第一次斡旋後、人権侵犯と労働基準法違反については政府が調査の上その是正措置をとつた。

四六 この間、国際的にも近江絹糸の問題が反響をよび、また、自殺者、発狂者などの犠牲者を出すなど激烈な様相をおびてきて、事態を放置することが許されない状態となつたので、株主である住銀頭取堀田氏も斡旋にのり出し、会社側、組合側は、九月上旬再び中労委に再斡旋を申請、中労姿の提案した第三次斡旋案を双方受諾して、九月一六日争議は一〇七日ぶりに解決をみるにいたつた。

第三次斡旋案の大要はつぎのとおりである。

(1)近江絹糸紡績株式会社は全織加盟の近江絹糸紡績労働組合をみとめ、これを相手として十大紡なみの労働協約を締結すること。

(2)人権に関する事項についてはこれを改めること、また、労働条件、人事条項、福利厚生条項については社会的水準にてらし、合理的に規定を設けること。

四七 以上述べたごとく、この争議が他の争議から異つた点はつぎのとおりである。

(1)争議の要求事項の内容が、経済要求のほか、他にみられない仏教強制反対、信書の自由、結婚の自由等人権に関するものが表面にだされたこと。

(2)争議の開始以来、会社側は団体交渉を拒否する一方、臨時人夫団をもつてピケ隊に対抗させるなど、およそ前近代的な手段を講じ、組合もまた工場を占拠するなど争議は長期かつ熾烈な様相をおびたこと。

(3)組合側は全織同盟、全労会議等直接の上部団体が主力をそそいだほか、総評からも共闘の申入れがあつた。海員組合は近江絹糸製品輸送の拒否を決定するなどの支援を与え、また、国際労働組織(国際自由労連、国際繊維同盟、ドイツ繊維労組、英国繊維労組等)の支持もあつたのに対して、会社側は、日本紡績協会はじめ使用者団体の協力を得られず孤立したこと。

(4)長期かつ激しい争議であつたが、世論が組合を支持したこと。

四八 なお、近江絹糸の争議は、妥結後事後処理について団体交渉を行つたが、交渉は行きづまりの状態となり、近江絹糸労組が会社側に抗議文を発すると同時に、全織から一〇月二〇日中労委に対し、協定事項は実行

されておらず「このままでは、再びスト態勢をとらざるを得ない」として善処を要望した。一月上旬組合側はスト権を確立、会社側の回啓を不満として、情勢は再び険悪化したが、ユニオン・ショツプ締結、三〇%ベース・アツプ承認、年末一時金支給などにより問題は一応解消した。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(8) 注目された争議

(二) 証券取引所

四九 証券取引所は資本主義経済の中核的機能を果すものでありながら、その労務管理の部面は近代化されていない点が多かつたといわれ、従業員の一部に組合結成の機運があつたが、近江絹糸の斗争などによつて刺戟された結果、証券取引所に相ついで組合が結成されるにいたつた。

まず大阪証券取引所では六月二〇日労組が結成され、翌二一日、ユニオン・ショツプを含む労働協約の締結、五割のベース・アツプ等待遇改善を要求した。これに対し理事者側は全面的拒否の態度をとり、労使は大阪地労委に斡旋を申請、斡旋案を組合側は受諾したが、理事者側が拒否したため、組合は八月二五日以降無期限ストに突入、取引に大きな支障を与えた。おりから斗争中の近江絹糸や総評大阪地評はこれを支援し、与論もまた「北浜の人権スト」として組合側を支持したため、八月三〇日にいたり、理事者側は、地労委の斡旋案を受諾し、斡旋案にもとづいて、1)ユニオン・ショツプを承認する、2)七月分から基準内賃金を三三・五%増額する、等の協定書を取りかわし、争議は妥結するにいたつた。

五〇 これに刺戟されて、七月末東京、名古屋、八、九月に入り神戸、京都、広島、福岡、新潟と全国九カ所の取引所のうち札幌を除く八ヶ所に組合が結成され、神戸、京都両取引所ではそれぞれ要求を提出、名古屋証券取引所では現行ベースの九五%ひきあげ他五項目を要求して一週間のストを行い、ベース・アツプ四〇%、ユニオン・ショツプをみとめるなど組合に有利な地労委の斡旋案で妥結した。

東京証券取引所労組も、八月末完全ユニオン・ショツプ制による労働協約締結、給与体系の確立(現行の六〇%アツプ)等団交を重ねたが、決裂し、一〇月二六日、二四時間ストに突入し、外部団体の応援をえて建物の内外にピケを張つた。

理事者側もまた対抗的にロツク・アウト宣言し、東京地裁に立入禁止の仮処分を申請、日本橋警察署に業務妨害と不退去罪で告訴した。

五一 これにもとづき警察は予備隊六個中印が出動、立会人が取引所に入ろうとしてピケ隊と紛争を生じ、この衝突の際に組合側に七名の検束者を出す事態が発生した。なお当日労働大臣はピケ等の限界について談話を発表した。

しかし、その後、都労委の斡旋により「現行ベースの二七%アツプ、例外規定を設けてユニオン・ショツプ制をみとめる」斡旋案を労使双方受諾して、妥結するにいたつた。

第二部 各論

(補論) 労使関係の動向とその特徴

(8) 注目された争議

(ホ) 銀行スト

五二 近江絹糸、証券取引所とならんで二九年労働運動の特色を示すものとして銀行ストレがあげられる。前年七月、福岡銀行がストを行つて、いわゆる「銀行スト」として視聴を集めて以来、全銀連の運動は急速に活潑化し、九月に入り注目される斗いを展開した。

すなわち、全銀連では、五月の大会で「七月以降新賃金一〇～二〇%アツプ、最低九、〇〇〇円要求の統一斗争」を決定し、各組合はこれにもとづき要求を提出した。

その後「統一リボン戦術」は、市中銀行の反対もあつて完全な実施はみなかつたが、地方銀行ではつぎのような斗争が行われ、一部に、はげしい実力行使が行われた。

銀行関係の争議一覧表

企業名	発生日	解決日	参加人員	労働損失日数
四国銀行	九、一	九、二	一、四二二	三、四八二
山陰合同銀行	九、二	九、九	三、〇	
肥後銀行	九、三	九、三	六、六	九、六
伊予銀行	九、六	九、二六	一、五八八	一、八二四
鹿児島銀行	九、七	九、二五	一、〇三三	五、三
佐賀興業銀行	九、七	九、九	六、三	
佐賀中央銀行	九、七	九、九	四、九	
広島銀行	九、九	九、八	一、九七六	九、〇
第四銀行	九、二	九、八	一、三三三	四、四〇三
北陸銀行	九、二	九、八	二、五九八	
青森銀行	九、七	九、三〇	八、三	一、三
横浜興信銀行	九、八	九、二六	一、九八〇	
山梨中央銀行	九、八	一、一	三、〇	三、九四三

銀行関係の争議一覧表

五三 このように銀行の争議が激化するきざしを示してきた九月八日、大蔵省に「銀行員の賃金は他産業にくらべて引上げを必要としないし、給与引上げは経済健全政策に反するものである。銀行収益頭打ちのおりから賃上げは預金者保護に支障を与える」との意向を示した。これに対して全銀連は「大蔵省は昭和二四年いらい經常収支率の指示をつうじて、銀行従業員の賃金を抑圧しつつきてきた。今次通達は不当な

介入であり、団体交渉権の侵害である」との声明書をだした。

全国銀行協会連合会では、今次争議について「銀行経営者としては、労務管理等につき努力を払うべきである」(労使関係から与だ銀行の立場)と労務管理改善の必要を認めると同時に「銀行の公共性からみて、スト規制法の制定、労働関係調整法による公益事業としての指定、最少限度の業務遂行に要する保安要員の確保など立法上の措置が考究されるべきである」(同右)といつている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare